

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

会計年度任用職員制度の導入に伴い、部分休業について次のとおり所要の改正をする。

(1) 部分休業の対象職員

部分休業をすることができない非常勤職員を次のとおり見直す。

改正前	改正後
再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員 (※) ↓ 再任用短時間勤務職員は部分休業を取得することができる（改正後も同様）。 ※ 条例上の非常勤職員の概念には短時間勤務の職である再任用短時間勤務職員が含まれ、現行において本区が任用している非常勤職員（特別職）とは別の概念である（改正後も同様）。	次のア及びイ並びに再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員 ア 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則（※）で定める非常勤職員 ↓ ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員は部分休業を取得することができることとなる。 ※ 1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、1日の勤務時間が6時間15分以上であるもの

(2) 部分休業の承認

ア 会計年度任用職員の部分休業の承認は、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で行う。

イ 非常勤職員の部分休業の承認は、当該非常勤職員の勤務時間が5時間45分を下回らない範囲で行う。

(3) 部分休業における給与の減額

会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合において、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（報酬額）を減額して支給する。

2 施行期日

令和2年4月1日